住居表示の実施について意見を聞く会のご案内

大和市役所 都市総務課

これまで、地元自治会役員の方々を中心とした住居表示等検討会で、下鶴間地区(下鶴間3782番地~4271番地)の住居表示について検討を重ねていただきました。このたび、検討会でのご意見を基に市の素案を作成しました。

つきましては、住居表示についての皆様のご意見をうかがう機会として、次のとおりポスターセッション形式による意見を聞く会を開催いたします。

「ポスターセッション形式」とは、会場に展示したパネルなどをご覧いただいて、ご質問やご意見があればその場でうかがい、担当の職員が説明を行うものです。

住居表示の素案についての説明や、住居表示制度について説明したパネルを、ゆっくり ご覧いただき、ご意見などを頂戴したいと考えておりますので、ご都合のよい時間に会場 にお越し下さい。

また、ホームページからのご意見もあわせて募集しております。

【日時】

1回目 平成 20 年 12 月 12 日 (金) 午前 10 時~午後 8 時

2回目 平成 20 年 12 月 13 日 (土) 午前 10 時~午後 5 時

【場所】

鶴間新町自治会館(右図参照)



【問い合わせ先】

大和市役所 都市総務課

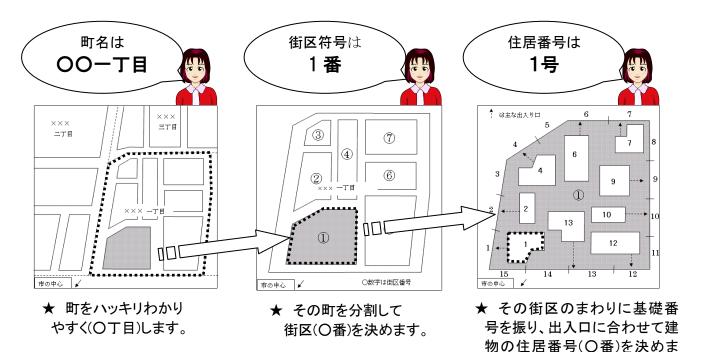
電話046-260-5443

【ホームページアドレス】

http://www.city.yamato.lg.jp/web/t-soumu/jyuukyohyouji.html

1. 住居表示とは

住所の表し方を土地の番号である地番の使用に替えて、建物に対して一定の基準で新 しい番号をつけて住所を分かりやすくするものです。



■住所の表し方

実施前・・・・・大和市 <u>下鶴間</u> <u>1234番地5</u>

 実施後・・・・・大和市
 OO一丁目
 1番
 1号

 新 町 名
 街区符号
 住居番号

■本籍の表し方

実施前・・・・・大和市 下鶴間 1234番地5

実施後・・・・・大和市 <u>OO-T目</u> <u>1234番地5</u> 新 町 名 変更なし

■不動産登記(土地)の表し方

実施前・・・・・大和市 <u>下鶴間 1234番5</u>

実施後・・・・・大和市OO-丁目1234番5新 町 名変更なし

2. 住居表示の効果

建物の住所を住居表示で表すことで、建物の位置がわかりやすくなるため、下記の例のような効果が期待できます。 (例)

- ・ 連絡を受けた消防車や救急車が迅速に建物に到着できる。
- ・ 荷物や郵便物などの集配業務が正確・迅速に行われる。
- 訪問者が目的の建物や人を探しやすくなる。











3. 住居表示実施の素案について(下図参照)

■実施区域

小田急江ノ島線を挟んで東西に存在する「下鶴間」の飛び地解消という目的から、 小田急江ノ島線西側の下鶴間全域を対象とします。

■町名素案

「中央林間西一丁目」~「中央林間西六丁目」の新町名と一部「南林間三丁目」を拡大します。

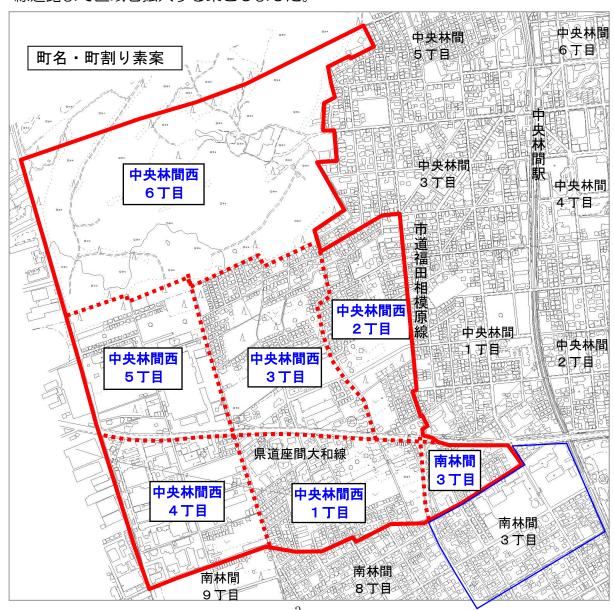
■町名素案の主な検討内容

自治会で行ったアンケート等では、「中央林間」「南林間」の町名を望む方が多くいらっしゃいましたが、

- ・「中央林間七丁目」以降の町名をつけた場合、六丁目と離れてしまう。
- ・「南林間十丁目」以降の町名をつけた場合、漢数字で書くと分かりにくい。

など、分かりやすい住所の観点から検討した結果、「中央林間西」という新たな町名とする案としました。

一部区域については、「南林間三丁目」の区域を拡大しても支障ないことから、幹線道路まで区域を拡大する案としました。



4. 住居表示実施までの流れ

現在、素案を基に皆さんの意見をお聞きしていますが、住居表示の実施までには以下 のような、法律に基づく手続きを行うことが必要です。

町界町名審議会への諮問

町界町名審議会は市の諮問機関で、関係機 関、地域代表者などで組織されます。



町名・町割り案の公示



市議会の議決・告示



住居表示の実施

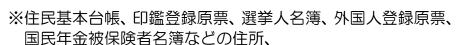
住居表示の実施案について、公表いたしま

住居表示実施区域、町区域及び町名の変更 について市議会に議案を提出します。

5. 住居表示実施後に必要となる手続きについて

住居表示実施に伴う住所変更により、

- · 自動車運転免許証
- ・土地・建物登記簿の所有者等の住所変更登記
- ・会社などの法人の本店・支店の所在地の変更登記及び代表者 の住所変更
- ・預金通帳などの住所変更などの手続きを、 ご自身で行っていただくことが必要となります。



戸籍簿の本籍については市が変更を行います。

※不動産登記簿の表題部の所在欄は法務局が行います。 (所有者の住所は、ご自身で変更申請が必要です。)



住居表示に関する情報は、市のホームページにも掲載しています。 また、意見を聞く会以降も、ご意見やご質問があれば都市総務課にご連絡下さい。

【ホームページ】

http://www.city.yamato.lg.jp/web/t-soumu/jyuukyohyouji.html

【問い合わせ先】

大和市役所都市総務課(市役所4階)電話046-260-5443

